職員の給与等に関する
報　告　及　び　勧　告

令　和　8　年　10　月

山　形　県　人　事　委　員　会

写

８ 人 委 第 ５０号
令和８年10月７日

山形県議会議長　田　澤　伸　一　殿
山形県知事　吉　村　美栄子　殿

山形県人事委員会委員長　安孫子　俊　彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第８条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第１のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第２のとおり勧告します。

別紙第１

報　　告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、国家公務員及び他の都道府県職員の給与、生計費など、職員の給与を決定するために必要な諸条件について調査検討を行ったところ、その結果は次のとおりである。

１　職員の給与等

本委員会は、「令和８年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況等を調査した。山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の令和８年４月における給与等は次のとおりである。

(1)　職員の構成

職員数は13,110人となっている。

職員の平均年齢は42.0歳で、令和７年に比べ0.2歳低くなっており、平均経験年数は19.9年で、令和７年に比べ0.2年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.7％、短大卒2.6％、高校卒16.6％、中学卒0.0％となっており、性別構成は男性57.4％、女性42.6％となっている。

(2)　職員の給与

行政職給料表適用職員（3,688人、平均年齢41.9歳）の平均給与月額※は、別表第１に示すとおり378,083円となっており、警察官、教育職員、医師等を含めた全職員（13,110人、平均年齢42.0歳）の平均給与月額は408,251円となっている。

扶養手当の受給職員は4,745人で全職員の36.2％となっており、全職員１人当たりの平均手当額は9,266円（平均扶養親族数0.6人）である。

住居手当の受給職員は2,741人で全職員の20.9％となっており、全職員１人当たりの平均手当額は5,325円である。

通勤手当の受給職員は11,354人で全職員の86.6％となっており、全職員１人当たりの平均手当額は7,958円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.3％、交通用具使用者が98.7％で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.4％に達している。

※　給与月額とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、住居手当など（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）を加えた額である。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、山形県職員等の給与に関する条例附則第３項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

（参考資料の「１　職員給与関係資料」参照）

２　民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所435のうちから、無作為に抽出した109事業所を対象に「令和８年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、令和８年４月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査している。また、民間事業所における令和７年冬と令和８年夏の特別給（賞与等）の状況等を把握するため、令和７年８月から令和８年７月までの直近１年間の支給実績についても調査している。

令和８年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、85.0％と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

令和８年の調査により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

(1)　初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で20.0％、高校卒で28.4％となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で79.3％、高校卒で89.0％、据え置いた事業所の割合は、大学卒で20.7％、高校卒で11.0％である。

(2)　給与改定の状況

別表第２に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は66.1％、ベースダウンを実施した事業所は令和７年に引き続き無かった。

また、別表第３に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、94.3％となっている。昇給額が令和７年に比べて増額となった事業所の割合は67.6％、減額となった事業所は無かった。

（参考資料の「３　民間給与関係資料」参照）

３　本年の職員給与と民間給与との比較

(1)　月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員を対象として、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の４月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

令和８年４月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、別表第４に示すとおり、民間給与が395,219円、職員給与が383,681円となっており、職員給与が民間給与を１人当たり平均11,538円（3.01％）下回っていた。

(2)　特別給

本委員会は、民間における特別給（賞与等）の支給割合（月数）を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行っている。

令和８年の職種別民間給与実態調査の結果、令和７年８月から令和８年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、別表第５に示すとおり、所定内給与月額の4.69月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給（賞与等）の支給割合を0.04月分下回っていた。

４　職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、令和７年４月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較※すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は99.8となっている。また、他の東北各県職員の指数は96.8から100.2となっている。

※　国家公務員と、本県職員、東北各県職員とのラスパイレス比較においては、それぞれの令和７年４月における給料月額（期末手当及び勤勉手当、地域手当などの諸手当を除く。）を対比している。

５　消費者物価及び生計費

令和８年４月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、令和７年４月に比べ0.9%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した令和８年４月における山形市の１人世帯、２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計費は、それぞれ126,550円、186,580円、207,830円、229,080円となっている。

（参考資料の「４　生計費及び労働経済指標関係資料」参照）

６　国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院は、令和８年８月７日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行い、併せて、公務員人事管理に関する報告、国家公務員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告及び国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出を行った。その概要は次のとおりである。

(1)　職員の給与に関する報告及び勧告

ア　本年の給与の改定

(ｱ)　俸給表

月例給については、令和８年４月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を15,056円（3.51%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

行政職俸給表(一)については、平均3.3%引き上げる。

初任給は、民間の動向や公務における人材確保の重要性等を踏まえ、9,500円引き上げることにより、一般職試験（高卒者）は209,800円（＋4.7%）、一般職試験（大卒程度）は241,500円（＋4.1%）となる。

また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和７年を上回る改定を行う。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については、民間の再雇用者の状況を踏まえ、行政職俸給表(一)が適用される再任用職員の８割以上を占める係長級職員の月例給について、民間におけるフルタイム勤務再雇用者の係長級の水準に見合ったものとなるよう、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行う。また、他の役職段階についても係長級の改定率を踏まえた改定を行う。

行政職俸給表(一)以外の俸給表については、行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定を行う。

(ｲ)　期末手当及び勤勉手当

ａ　支給月数の改定

民間の支給割合（4.72月分）との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

ｂ　特定任期付職員の勤勉手当の見直し

高度の専門性を有する人材の給与水準を確保するため、特定任期付職員の勤勉手当については、人事院の承認を得た場合には、現行の支給総額を超えて支給できることとする。

(ｳ)　初任給調整手当

医師の処遇を確保する観点から、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第一種初任給調整手当の支給月額の限度を418,600円とし、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占めるものに対する支給月額の限度を52,600円とする。

(ｴ)　地域手当

令和６年に、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（給与制度のアップデート）の一環として見直しに関する勧告等を行い、支給割合の見直しは段階的に実施することとしている（令和８年は、令和９年度の級地別支給割合を示した。）。

(ｵ)　宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円、人事院規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円等とし、常直勤務に係る支給月額の限度を25,000円とする。

(ｶ)　非常勤職員の給与

ａ　給与に関する指針の見直し

民間の動向を踏まえ、非常勤職員の給与に関する指針の改正を行い、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当

する給与の支給に努めることを明記したところである。引き続き、同指針に沿った適正な給与の支給が行われるよう、各府省を指導していく。

ｂ　委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況を踏まえ、委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当について、通常の場合における勤務１日についての支給額の限度を36,800円とする。

(ｷ)　改定の実施時期

この改定（(ｴ)及び(ｶ)のａを除く。）は、令和８年４月１日から実施する。ただし、(ｲ)のｂの改定は、令和９年４月１日から実施する。

イ　転勤に伴う経済的な負担の軽減等

公務上必要な転勤を行う職員に対して経済的負担等に対する給与上の措置を講じ、異動の円滑化を図る必要があることから、次のとおり措置することとする。

また、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤をした全ての職員を対象とする総合的な手当の新設について、更に検討を進める。

(ｱ)　転居に関する手当の新設

現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設する。新設する手当の額は、民間における帰宅費用の支給状況や公務における帰宅の実態等を踏まえたものとする。

なお、単身赴任手当の基礎額の対象は変更せず存置する。

ａ　支給対象職員

官署を異にする異動を行った職員のうち、異動前の住居から60㎞以上離れた官署に異動したことに伴って転居し、異動前後の住居の間の距離が60㎞以上の職員等に支給する。

また、支給対象職員との権衡上必要と認められる者についても支給する。

ｂ　支給額及び支給期間

支給額は、原則として、職員の区分及び職員の異動前後の住居（単身赴任者にあっては、職員の住居と配偶者の住居）の間の距離の区分に応じて設定し、異動から３年間支給する（ただし、単身赴任者でやむを得ない場合には３年間を超えて延長可能とする。）。

なお、本手当の支給期間中において、更に異動等に伴い転居した職員については、本手当の支給額に関し所要の調整を行う。

ｃ　その他の措置

施行日前に単身赴任手当の加算額の支給を受けている職員に対する所要の経過措置を講じる。

このほか、上記以外で令和６年４月２日から令和９年３月31日までの間に異動前の住居から60㎞以上離れた官署に異動したことに伴って転居し、職員の異動前後の住居の間の距離が60㎞以上の職員等に対しても本手当を支給することなど、所要の経過措置を講じる。

(ｲ)　広域異動手当の支給割合の引上げ

広域的な異動を行う職員に重点を置いた給与の改定を行うこととし、広域異動手当の支給割合を、60㎞以上300㎞未満の場合は８％、300㎞以上の場合は16％にそれぞれ引き上げる。

この引上げは、令和８年３月31日時点で広域異動手当を受給していた職員を含め、同年４月１日以降、手当の受給対象となる全ての職員を対象とする。

(ｳ)　特地勤務手当に準ずる手当

特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大することとし、本土に所在し人口が集中している地区から離れた場所に所在する官署であって、公共施設等が近隣に所在する官署に勤務するために転居した職員については、当該官署周辺の生活環境の状況にかかわらず、同手当の支給対象となるよう指定基準を見直す。

(ｴ)　実施時期

(ｱ)及び(ｳ)は令和９年４月１日から実施し、(ｲ)は令和８年４月１日に遡及して実施する。

ウ　新たな給与体系（措置の骨格）

(ｱ)　基本的考え方

本府省の事務次官級から課長級までの職員（本府省幹部職員等）について、他の職員に先行して、職務・職責をより一層重視した給与体系を実現するため、職務・職責に見合った処遇を確保していく必要がある。

㈠　骨格

基本的な考え方を踏まえ、本府省幹部職員等について、次の骨格に沿って給与制度の見直しを進める。

あわせて、新たな給与体系への円滑な移行のため、各府省における人事管理の実態等を踏まえつつ、各ポストの俸給月額を変更する場合のプロセス、暫定的に給与を調整する仕組み、本府省以外の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与上の措置についても検討していく。

ａ　対象

高度な政策の企画立案や調整等を行い各府省の政策決定等において中核的な役割を担っている本府省幹部職員等とする。

ｂ　給与の構成

簡素で分かりやすい構成とするため、俸給のほか、業績等手当、通勤手当、転勤に関する総合的な手当を基本とする。

（俸給）

現行の指定職俸給表を参考とした俸給表を新設する。役職段階ごとに複数の俸給月額を設定した上で、各ポストの俸給月額をその職務・職責を踏まえて決定する。

（業績等手当）

人事評価の結果に基づき成績が優秀の場合に支給する業績相当分と、年度途中の一時的なポストの職務・職責の高まりに応じて支給する職責相当分とする。

（通勤手当）

現行制度と同様の取扱いとする。

（転勤に関する総合的な手当）

円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着のため支給する。

ｃ　年間給与水準

人材獲得競争の観点から参照すべき民間企業の規模や対応する役職段階等を設定し、民間企業の役員報酬に関する調査結果等を用いて、対象となるポストの年間給与水準を決定する。

㈡　今後の予定

措置の骨格に沿って更に制度設計を進め、令和９年夏に具体的な内容を報告すべく、検討を加速していく。

エ　60歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討

法律上、60歳前後で連続的な給与水準となるよう、令和13年３月31日までに所要の措置を順次講じることとされている。

近年、定年が60歳を超える事業所及び定年制がない事業所の割合は増加傾向にあり、シニア職員の役割やスキルを評価して処遇に反映させる事例も見られる。こうした状況を踏まえれば、公務においても、60歳を超える職員を含め、年齢にかかわらず職務上の役割や能力・実績をより反映した処遇を目指していく必要がある。

また、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていくことが必要である。

民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して60歳前後の給与水準等の検討を加速していく。

(2)　公務員人事管理に関する報告及び勧告

ア　実力本位で活躍できる公務

(ｱ)　本府省幹部職員等を対象とする人事制度見直しの先行実施

本府省幹部職員等について、新たな給与体系の実現とあわせて、能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底及び勤務時間制度に係る見直しを行い、人材の確保・定着に資する実力本位の人事制度を構築する。今後検討を進め、令和９年夏に具体的な内容を報告する。

(ｲ)　本府省幹部職員等以外の職員を対象とする制度の見直し

あらゆる世代の職員の人事管理や処遇について、人材の育成やモチベーションの維持・向上等にも配慮しながら、年齢に関わらず能力・実績がより反映され、職務上の役割・貢献に応じたものとなるよう、必要な制度の見直しを行っていく。

また、シニア職員の活躍を支える観点から、給与水準を含む人事管理に関連する制度について、一体的な検討を加速していく。

イ　働きやすさと成長が両立する公務

(ｱ)　転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転居に関する手当の新設及び広域異動手当の支給割合の引上げを行うとともに、宿舎の整備推進について関係府省に働きかけを行う。

(ｲ)　働きやすい環境の整備

a　超過勤務の縮減

長時間の超過勤務が行われている個々の職場実情に応じて実効的な縮減策を示す伴走支援の対象府省を拡大し、超過勤務縮減の取組を一層後押ししていくとともに、勤務時間の管理等に関する調査及び課題の改善に対する指導を強化していく。また、特例業務の判断基準や求められる運用を明確化した改正通知に即した運用がなされるよう、指導を徹底していく。

やむを得ず月100時間等の上限を超える超過勤務を行った職員への面接指導の実施状況を把握し、その実施を徹底させるための助言・指導を行うなど、職員の健康保持に向けた取組を進めていく。

b　各府省の健康管理体制の整備・充実支援

産業医学に詳しい医師等の専門職の活用事例等の共有など、健康管理体制の充実を支援するとともに、相談窓口を一本化するなど、職員が心身の健康について相談しやすい環境を整備していく。

c　ゼロ・ハラスメントの実現

各府省においてカスタマー・ハラスメント対策が着実に実施されるよう取組を支援していくとともに、研修の強化等、より一層の対策を講じることにより、ゼロ・ハラスメントの実現を目指していく。

d　オフィス環境の整備

職員の健康保持及び安全確保等の観点から、働きやすいオフィス環境を整備するよう各府省に働きかけていく。

(ｳ)　個人の事情に配慮した柔軟な働き方の推進等

a　無給休暇の新設

全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、休暇の取得事由を問わず、給与上の取扱いを無給とし、年間７日の休暇日数を付与する「無給休暇」を新設する。

b　代休日の指定等の見直し

各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員が、その勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、代休日の指定及び週休日の振替等を１日又は４時間単位に限らず行うことを可能とする見直しを行う。

c　フレックスタイム制の更なる見直し

１日の最短勤務時間を見直すとともに、各府省の判断でコアタイムを設定しないことも可能とする見直しを行う。

d　職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告

ａ、ｂ及びｃは令和９年４月１日から実施する。ａ及びｂの改定に伴い所要の措置を講じる。

(ｴ)　公務災害に対するセーフティネットの整備

a　遺族補償年金等の見直し

職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられている受給資格要件を撤廃する。加えて、遺族が１人の場合の年金額の見直し、補償を受ける権利の消滅時効の期間延長などを行う。

b　国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出

ａは令和９年４月１日から実施する。この改正に伴い所要の措置を講じる。

(ｵ)　多様な成長機会を用意する「成長できる職場」の整備

a　キャリア形成支援及び「スキル一覧」を活用した人材育成

国家公務員に求められるスキルを整理し作成した「スキル一覧」を活用し、研修体系の見直しや、職員が希望する学びをいつでも受講できる環境づくりを進めていく。

b　官民人事交流の拡充及びグローバル人材の育成

官民人事交流の拡充に向けて官民双方に積極的に働きかけ、その際に「スキル一覧」を活用し効果的な情報発信を行っていく。また、グローバル人材の長期的な育成も見据え、関係機関と連携し、国際機関派遣制度等の活用を進めていく。

ｃ　自己啓発等休業の事由の拡大

各府省及び職員のニーズを踏まえつつ、休業の事由拡大について検討を進める。

(ｶ)　公平審査制度や苦情相談の充実

公平審査充実研究会を開催し、令和８年度中を目途に報告書を取りまとめ、必要な制度見直し等の検討を進めていく。

(ｷ)　デジタル・AI 技術の進展を踏まえた人事管理の促進

勤務時間管理共通システムについて、令和８年度に基本機能を整備、令和９年度から段階的に導入し、勤務時間や休暇手続に関する定型業務を最小化するとともに、「勤務時間の見える化」による適正なマネジメントを促進する。

また、職員の基本情報を蓄積・管理する職員情報管理共通システムについて、令和８年度に設計に着手することに加え、研修管理その他の人的資源管理についても、調査研究を通じてシステムの在り方を検討する。

さらに、関係機関と連携し、AI 時代の公務員像の在り方を踏まえた人材育成方法等について検討を進める。

ウ　誰もが挑戦できる開かれた公務（採用プロセスのアップデート）

(ｱ)　採用試験等の見直し

ａ　総合職試験への CBT の実装

令和９年度の経験者採用試験の基礎能力試験への CBT 方式導入について検討を進め、令和８年度中に実施方法を公表する。また、令和10年秋の総合職試験教養区分の基礎能力試験、令和11年春の総合職試験の全区分の基礎能力試験への導入を目指し、検討を進める。

あわせて、専門試験など基礎能力試験以外の試験種目についても、より受験しやすく、必要十分な専門知識・能力を的確に把握できるものとなるよう見直しを行う。

ｂ　受験者の経済的負担の軽減等

受験者の経済的負担の更なる軽減について、引き続き、関係府省と連携して取組を進めていく。

ｃ　技術系人材の確保

技術系職種について、特定の資格を有する者を試験によらず選考採用できる範囲の拡大に向けて検討を進め、令和８年度中に必要な制度改正を行う。

(ｲ)　専門人材等の採用の推進

ａ　公務経験者を含めた専門人材等の円滑な採用を可能とする制度整備

アルムナイ人材の柔軟な採用が可能となる制度が円滑に運用されるよう、各府省への支援を行うとともに、内閣人事局と連携し、民間企業等で働く専門人材等への広報活動を積極的に展開していく。

ｂ　人材プールの整備・活用

アルムナイ人材を含む専門人材等の情報を集約し、各府省に共有する「人材プール」を令和８年度中に整備する。また、人材プールに登録されている採用候補者に対し、各府省から公募情報等をタイムリーに発信する仕組みを構築することにより、各府省と採用候補者の効率的なマッチングを実現していく。

エ　高い使命感とやりがいを持って働ける公務

(ｱ)　「選ばれる」公務職場の実現へ～公務のブランディング～

ブランドメッセージを魅力発信の柱に据え、府省横断チームの枠組みも活用しながら、国家公務員一人一人の仕事の内容や魅力に関する情報を集約・発信するプラットフォームを構築するなど、公務の魅力発信を戦略的に推進していく。

(ｲ)　国家公務員行動規範の更なる浸透

令和７年度に策定した「国家公務員行動規範（国家公務員に共通して求められる行動を分かりやすく言語化した規範）」の啓発活動と、ブランドメッセージを公務内に浸透させるためのインナーブランディングを有機的に連携させていく。

7　むすび

(1)　給与改定の必要性等

ア　給与決定の諸条件

以上述べてきた職員の給与決定の諸条件についてまとめると、次のとおりである。

職員の給与について、月例給は、令和８年４月時点で、民間給与を11,538円（3.01％）下回っている。また、特別給は、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給（賞与等）の支給割合を0.04月分下回っている。

職員の給与水準については、国家公務員及び東北各県職員との比較ではおおむね均衡がとれている。

また、国家公務員については、先に人事院が、月例給及び特別給を引き上げる勧告を行っている。

イ　給与改定の必要性

月例給については、令和８年の職員給与と民間給与との較差が、11,538円（3.01％）となっていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、令和８年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

(2)　本年の給与の改定

ア　給料表

給料表（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。）については、人事院が令和８年８月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じた上で、令和８年の職員給与と民間給与との較差を考慮した水準に調整する必要がある。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、人事院勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、平均3.28％引き上げる必要がある。具体的には、

人材確保の重要性を踏まえ、初任給を職員採用試験（高校卒業程度）、職員採用試験（大学卒業程度）で9,700円引き上げるとともに、中堅層以上の職員が在職する号給について、令和７年を上回る改定を行う必要がある。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、近年の改定率を上回る改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定を行う必要がある。

イ　期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給（賞与等）の支給状況との均衡を図るため、0.05月分引き上げ、4.70月分とし、その引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分する必要がある。令和８年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分し、令和９年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

ウ　医師及び歯科医師に係る初任給調整手当

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当については、人事院において、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、支給月額の限度を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、人事院勧告を踏まえた改定を行う必要がある。

エ　獣医師に係る初任給調整手当

獣医師の人材確保については、平成30年度に導入した初任給調整手当について、令和６年度から50,000円に引き上げるなど、処遇面の改善を図ってきているところである。

また、任命権者において、受験者の負担軽減に加え、幅広い人材を確保するため、通年での募集や社会人経験者の採用枠を設けるなど選考方法を見直しているとともに、修学資金給付事業の実施など積極的な取組を行ってきている。

しかしながら、本県における獣医師の確保は、依然として厳しい状況が続いていることから、必要な人材を継続的、安定的に確保するため、更なる処遇の改善を図る必要がある。

具体的には、他の都道府県との均衡を踏まえ、初任給調整手当の支給月額の限度を70,000円に引き上げるとともに、支給期間の限度を20年に延長するほか、支給月額を逓減しない期間を設ける必要がある。

オ　第二種初任給調整手当

人事院は、令和７年に、職員の月例給与水準を適切に確保するための措置として、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置する勧告を行った。本県においても、関係法令等の動向に留意しつつ、人事院勧告の趣旨を踏まえて検討を行う必要がある旨、言及したところである。

その後、地方自治法の改正により、この手当は、第二種初任給調整手当として地方公共団体が支給できるようになったことから、本県においても、令和７年の人事院勧告の趣旨を踏まえ、第二種初任給調整手当を新設する必要がある。

カ　地域手当

地域手当の令和９年度の級地別支給割合については、人事院が報告を行った内容のとおりとすることが適当である。

キ　宿日直手当

宿日直手当については、人事院において、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、支給額の限度を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、従来、国家公務員の取扱いに準じてきたことから、本県職員の宿日直勤務の状況を十分把握した上で、見直しを行う必要がある。

(3)　転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、公務上必要な転勤を行う職員に対して経済的負担等に対する給与上の措置を講じることにより、異動の円滑化を図るため、転居に関する手当の新設などについて勧告を行ったところである。本県としても、転居を伴う転勤を行った職員の経済的負担の軽減を図るため、次のとおり措置を講ずる必要がある。

なお、人事院においては、転勤をした全ての職員を対象とする総合的な手当の新設について検討を進めることとしており、本県としても、その動向を注視していく必要がある。

ア　転居に関する手当の新設

地方公共団体が支給することができる手当について規定している地方自治法等関係法令の改正に応じて、次のとおり人事院勧告に準じた措置を講ずる必要がある。

なお、支給対象職員、支給額及び支給期間、その他の措置については、国家公務員に対してとられる措置に準じて、所要の措置を講ずることとする。

(ｱ)　転居に関する手当

ａ　新たに転居に関する手当を設け、職員が公署を異にする異動等に伴って住居を移転した場合において、当該異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離（単身赴任手当を支給される職員にあっては、当該異動等後の職員の住居と配偶者の住居との間の距離）が人事委員会規則で定める距離以上であり、異動等前の職員の住居から異動等後の公署に通勤することが困難であることなどの人事委員会規則で定める要件を満たすときは、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当を支給される職員にあっては、人事委員会規則で定める期間）、当該職員に対し支給すること。

ｂ　転居に関する手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額とすること。

(a)　(b)以外の職員　43,000円を超えない範囲内で異動等前の職員の住居と当該異動等後の職員の住居との間の距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

(b)　単身赴任手当を支給される職員　105,000円を超えない範囲内で職員の住居と配偶者の住居との間の距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額

ｃ　転居に関する手当を支給されている職員が異動等に伴う住居の移転をした場合等には、当該手当の支給は、当該異動等をした日の属する月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）で終わるものとすること。この場合において、引き続き手当を支給することが適当である場合には、人事委員会規則で定めるところにより手当を支給するものとすること。

ｄ　ａからｃまでに掲げるもののほか、転居に関する手当の支給に関し、所要の措置を講ずること。

(ｲ)　単身赴任手当

単身赴任手当の加算額を廃止すること。

また、単身赴任手当の加算額の廃止に伴い、所要の措置を講ずること。

(ｳ)　実施時期

地方自治法等関係法令の改正後、速やかに実施すること。

イ　特地勤務手当に準ずる手当

本県では、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる公署の指定は、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給対象となる学校の指定基準に準じて行ってきている。

そのため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる公署の指定基準の見直しについては、特地勤務手当に準ずる手当について国家公務員に対してとられる措置を踏まえつつ、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する関係法令等の動向に留意しながら、検討を行うこととする。

(4)　職務・職責をより重視した給与体系

人事院は、職務・職責をより重視した給与体系に関する措置の骨格について報告を行ったところであり、今後、措置の骨格に沿って更に制度設計を進め、令和９年夏に具体的な内容を報告すべく、検討を加速していくこととしている。本県としても、その動向を注視していく必要がある。

(5)　60歳前後の給与水準（給与カーブ）に係る調査・検討

人事院においては、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況の実態を把握し、公務における定年の段階的な引上げ期間の人事管理の在り方の変化を注視するとともに、関係部局とも連携して、60歳前後の給与水準（給与カーブ）等の検討を加速していくこととしている。

本県としても、その動向を注視していく必要があるとともに、定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準についても、引き続き国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

(6)　人材の確保及び育成

ア　有為な人材の確保

少子高齢化を伴う人口減少が加速する中で、頻発化・激甚化する自然災害や社会経済環境の変化への対応など、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するためには、有為な人材を確保していく必要がある。一方、少子化の進行や若者の働き方、キャリア形成に対する意識が変化してきており、民間や国、他自治体との人材獲得競争が激化するなど、職員採用を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

多様で有為な人材を確保していくためには、任命権者と連携し、県職員として働くことの魅力を積極的に発信しながら、より多くの人材が挑戦できる試験制度へ見直しを進めるとともに、採用辞退防止に向けた取組を強化していく必要がある。

加えて、選ばれる山形県の実現に向け、人材の確保対策とあわせて、人材の育成及び勤務環境の整備などの各種取組を総合的に進めていく必要がある。

イ　人材の育成

行政課題が複雑化・多様化する中で、限られた人材を最大限に活用し、必要な行政サービスを維持・向上させていくためには、人材育成の取組を充実させていくことが重要である。任命権者においては、職員が働きがいを実感しながら公務においてその能力を十分に発揮できるよう、魅力ある職場環境づくりに努めるとともに、職員個々の能力やニーズに応じた細やかな成長機会の付与や支援などの人材育成に取り組み、職員の意欲や組織力の向上、人材の定着につなげていく必要がある。

ウ　障がい者等の活躍推進

障がい者等の活躍を推進するためには、障がい等を有する職員が個々の能力や適性を生かし、その特性に応じて活躍できる職場環境づくりが必要である。任命権者においては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、引き続き雇用の促進を図るとともに、働きやすい環境の整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

(7)　働き方改革と勤務環境の整備

ア　長時間労働の縮減

長時間労働の縮減は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持や働きがいの向上、ひいては有為な人材の確保等の観点からも重要な課題である。

本県では、時間外勤務を命ずることができる上限を設定している。任命権者においては、特例業務※に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合、特例業務の範囲を必要最小限にしなければならないこと、その要因の整理、分析及び検証においては人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかった理由が必要とされること、要因の整理分析等を行った場合には、その結果も踏まえ時間外勤務の縮減に向けた適切な対策を講じる必要があることから、運用を厳格に行う必要がある。

令和６年８月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

時間外勤務の縮減に向けて、職員の勤務時間の実態を適切に把握することが肝要であり、その上で職場におけるマネジメントを徹底することが重要である。任命権者においては、客観的な方法又は所属長等の現認による職員の勤務時間の把握と業務管理の徹底に取り組んでいく必要がある。加えて、「山形県行財政改革推進プラン2025」を踏まえ、適切な組織体制のもと、事務事業の見直しや生成AIサービス、チャットツールをはじめとするデジタルツール等の更なる活用による業務効率化を進め、直接的な業務量削減についても引き続き推進していく必要がある。

なお、大規模災害への対応に見られるように、緊急の事態に係る特定部署の負担増加に対して他部署からの一時的な応援対応をするなど、引き続き、業務量の増加に応じた人員配置を柔軟に行う必要がある。

※　特例業務とは、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務をいう。

イ　教育職員の働き方改革の推進

教育職員の多忙化の解消は重要な課題である。文部科学省では、令和７年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正するとともに、同年９月には「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改正するなど、教育職員の長時間勤務の改善や健康・福祉の確保等に必要な取組を促している。

本県教育委員会においては、管理職を始めとする教育職員に対する意識改革やICTの有効活用、部活動改革の推進等に取り組み、一定の成果が認められる。今後は、新たに策定された「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅲ期）～業務量管理・健康確保措置実施計画～」により、教員の心身の健康と専門性を維持・向上させながら、「働きやすさ」と「働きがい」を実感できる教育環境の整備に取り組むこととしており、同プランを踏まえ、引き続き教育職員の働き方改革の取組を推進していく必要がある。

ウ　仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。本県では任命権者において、これまでの取組状況等を踏まえ、新たな目標を設定した「特定事業主行動計画」を策定し、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を中心に、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。引き続き、両立支援のための制度が職員に広く活用されるよう、制度の周知等を更に推進していく必要がある。

柔軟な働き方の推進については、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものである。そのため、任命権者において、時差出勤等の各種制度を利用しやすい職場環境づくりを推進するとともに、職員が個々の事情に合わせた働き方を選択できるよう、更なる柔軟な働き方の導入について検討していく必要がある。

また、人事院が行った「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」を踏まえ、関係法令等の動向に留意しつつ、本県においても国に準じた措置を講じる必要がある。

エ　職員の労働安全衛生の推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職場における職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進が重要である。任命権者は、本県の各職場において、日頃から自主的に労働関係法令に基づく安全衛生管理体制の構築に取り組む組織風土を醸成し、職員の安全衛生の確保を図る必要がある。

また、精神及び行動の障害による長期病休者は増加傾向にあり、任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。加えて、今後、高齢層職員や女性職員の割合の増加が見込まれることから、健康管理に当たっては、こうした状況にも配慮していく必要がある。

なお、長時間労働は過労死等の主な原因の一つであることから、長時間労働を行った職員への医師による面接指導について、対象職員に申出の勧奨を行うとともに、業務多忙で面接時間を確保できない場合はオンラインを活用するなど、効果的に面接指導を実施できるよう、適切に対応する必要がある。

オ　ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の個人としての尊厳や人格を侵害し、働く意欲や自信を減退させるものであるほか、職場の秩序を乱し、公務能率の低下を招くなど公務の運営に大きな支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、職員への意識啓発や相談体制の充実を図っており、カスタマー・ハラスメント対策の着実な実施を含め、ハラスメントの根絶に向けた取組を引き続き適切に推進する必要がある。

(8)　勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、別紙第２の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第１　行政職給料表適用職員の平均給与月額等

区分 / 項目	令和８年４月	令和７年４月
適用人員	3,688人 (3,837人)	3,737人 (3,822人)
平均年齢	41.9歳 (42.6歳)	42.1歳 (42.5歳)
平均給与月額	378,083円 (375,510円)	367,290円 (365,882円)

(注)　(　)内は、山形県職員等の給与に関する条例附則第３項により給料月額が決定される職員を含めた数値である。

別表第２　民間におけるベース改定の実施状況

役職段階 / 項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
山形県	係員	66.1%	2.8%	－	31.1%
	課長級	61.6%	2.8%	－	35.6%
全国	係員	66.2%	2.4%	0.4%	31.0%
	課長級	61.8%	3.3%	0.4%	34.5%

(注) 1　ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である（回答のあった本店を対象として集計した。）。

2　「－」は、調査事業所が無い場合である。

別表第３　民間における定期昇給の実施状況

役職段階 / 項目		定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額	変化なし	定期昇給中止	定期昇給制度なし
山形県	係員	94.3%	94.3%	67.6%	－	26.7%	－	5.7%
	課長級	89.7%	89.7%	63.0%	－	26.7%	－	10.3%
全国	係員	91.7%	91.1%	37.8%	7.4%	45.9%	0.6%	8.3%
	課長級	85.3%	84.4%	35.0%	6.2%	43.2%	0.8%	14.7%

(注) 1　定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である（回答のあった本店を対象として集計した。）。

2　「－」は、調査事業所が無い場合である。

別表第４　職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差	
		（A）－（B）	$\frac{(A)-(B)}{(B)}\times 100$
395,219円	383,681円	11,538円	3.01％

（注）　民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第５　民間における特別給の支給状況

項目		県内民間事業所
平均所定内給与月額	下　半　期　（A_1）	352,739円
	上　半　期　（A_2）	361,816円
特別給の支給額	下　半　期　（B_1）	825,434円
	上　半　期　（B_2）	849,912円
特別給の支給割合	下　半　期　$\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.34月分
	上　半　期　$\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.35月分
年間の支給割合		4.69月分

（注）　下半期とは令和７年８月から令和８年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。
備考　職員の場合、現行の年間支給月数は、4.65月である。

別紙第２

勧　　告

本委員会は、別紙第１の報告に基づき、職員の給与について次のように措置することを勧告する。

１　給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

２　諸手当

(1)　初任給調整手当

ア　医師及び歯科医師に係る初任給調整手当

人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

イ　獣医師に係る初任給調整手当

支給月額の限度を70,000円とすること。また、支給期間の限度を20年とし、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から１年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

ウ　第二種初任給調整手当

(ｱ)　第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第２条第１項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第３条第１項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第２条において準用する場合を含む。）の勤務時間等を考慮して１時間当たりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

(ｲ)　定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ｱ)の職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

(2)　宿日直手当

人事院が国家公務員について勧告した内容（常直勤務に係るものを除く。）に準じて改定すること。

(3)　期末手当及び勤勉手当

ア　令和８年12月期の支給割合

(ｱ)　職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、期末手当の支給割合を1.2875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分とすること。

ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、期末手当の支給割合を1.0875月分とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分とすること。

(ｲ)　定年前再任用短時間勤務職員について、期末手当の支給割合を0.7375月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6375月分とすること。

(ｳ)　特定任期付職員について、期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.8125月分とすること。

(ｴ)　任期付研究員について、期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

イ　令和９年６月期以降の支給割合

(ｱ)　職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

(ｲ)　定年前再任用短時間勤務職員について、６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、６月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.625月分とすること。

(ｳ)　特定任期付職員について、６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。

(ｴ)　任期付研究員について、６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

３　改定の実施時期

この改定は、令和８年４月１日から実施すること。ただし、２の(1)のイ及びウ並びに(3)のイについては、令和９年４月１日から実施すること。

別記

行　政　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	207,100	255,300	291,300	326,400	350,600	386,300	442,100	495,400	551,400
	2	208,200	256,800	292,300	327,900	352,400	388,100	444,000	500,800	558,300
	3	209,500	258,400	293,400	329,400	354,300	389,700	445,900	505,800	563,400
	4	210,600	259,900	294,400	330,800	356,100	391,300	447,800	510,500	567,700
	5	211,700	261,400	295,400	332,300	357,800	392,900	449,700	514,600	571,200
	6	213,500	262,900	296,400	333,500	359,600	394,800	451,600	518,100	574,400
	7	215,100	264,400	297,400	334,600	361,400	396,300	453,400	521,000	577,400
	8	216,700	265,800	298,400	335,800	363,100	397,900	455,200	523,500	579,900
	9	218,300	267,300	299,400	337,100	364,700	399,200	456,800	525,600	581,900
	10	220,100	268,500	300,500	338,800	366,500	400,800	458,300		
	11	221,700	269,800	301,500	340,500	368,300	402,500	459,900		
	12	223,300	271,200	302,600	342,100	369,900	404,000	461,400		
	13	225,000	272,400	303,600	343,600	371,400	405,900	463,000		
	14	226,700	273,600	305,000	345,300	373,000	407,800	464,300		
	15	228,400	274,900	306,300	347,000	374,700	409,800	465,600		
	16	230,200	276,100	307,600	348,600	376,200	411,600	466,800		
	17	231,500	277,200	308,800	350,200	377,500	413,200	468,100		
	18	233,100	278,400	310,200	351,900	379,200	415,000	469,400		
	19	234,700	279,500	311,500	353,600	380,900	416,700	470,700		
	20	236,200	280,600	312,800	355,300	382,500	418,300	472,000		
	21	237,900	281,500	313,800	356,700	383,700	420,100	473,200		
	22	239,500	282,500	315,000	358,400	385,200	421,500	474,000		
	23	241,200	283,500	316,300	360,200	386,700	422,900	474,800		
	24	242,900	284,500	317,700	361,800	388,300	424,300	475,600		
	25	244,600	285,600	319,100	363,000	390,000	425,700	476,200		
	26	246,400	286,500	320,100	364,900	391,800	426,900	476,900		
	27	247,900	287,400	321,100	366,700	393,400	428,100	477,500		
	28	249,500	288,300	322,200	368,300	395,200	429,200	478,100		
	29	250,800	289,100	323,400	369,800	396,600	430,300	478,800		
	30	251,900	289,900	324,600	371,400	397,900	431,500	479,600		
	31	253,100	290,800	325,800	373,100	399,200	432,700	480,000		
	32	254,200	291,500	327,100	374,700	400,600	433,800	480,700		
	33	255,300	292,300	328,300	376,400	401,700	434,500	481,200		
	34	256,400	293,100	329,600	378,300	402,600	435,200	481,600		
	35	257,500	293,900	330,900	380,100	403,600	435,900	482,000		
	36	258,600	294,600	332,300	381,900	404,600	436,600	482,400		
	37	259,800	295,300	333,600	383,400	405,400	437,200	482,800		
	38	260,800	296,100	335,000	384,800	406,400	437,800	483,200		
	39	261,700	296,800	336,300	386,300	407,300	438,300	483,500		
	40	262,500	297,500	337,600	387,700	408,100	438,700	483,800		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	41	263,300	298,200	339,100	389,200	408,900	439,100	484,100			
	42	263,900	299,000	340,400	390,000	409,700	439,300	484,400			
	43	264,500	299,800	341,600	391,100	410,500	439,600	484,700			
	44	265,200	300,500	342,600	392,100	411,200	439,900	485,000			
	45	265,800	301,200	343,500	393,000	411,900	440,200	485,300			
	46	266,400	301,900	344,800	394,100	412,600	440,500				
	47	267,000	302,600	346,000	395,000	413,300	440,800				
	48	267,600	303,200	347,300	396,000	414,100	441,100				
	49	268,100	304,000	348,400	396,900	414,600	441,400				
	50	268,700	304,700	349,700	397,600	415,200	441,700				
	51	269,300	305,400	350,900	398,300	415,800	441,900				
	52	269,800	306,100	352,100	398,900	416,500	442,200				
	53	270,200	306,700	353,400	399,300	416,900	442,400				
	54	270,600	307,300	354,500	399,900	417,500	442,700				
	55	271,000	307,900	355,600	400,600	418,100	443,000				
	56	271,300	308,600	356,700	401,300	418,700	443,300				
	57	271,600	309,200	357,400	401,600	419,100	443,500				
	58	271,900	309,800	358,300	402,300	419,700	443,800				
	59	272,200	310,500	359,100	403,000	420,300	444,100				
	60	272,500	311,300	359,900	403,600	420,800	444,300				
	61	272,800	311,900	360,700	403,900	421,200	444,500				
	62	273,100	312,500	361,100	404,400	421,800	444,800				
	63	273,400	312,900	361,600	405,100	422,300	445,100				
	64	273,700	313,300	362,400	405,700	422,800	445,400				
	65	274,000	313,800	363,200	406,000	423,100	445,600				
	66	274,300	314,300	363,900	406,600	423,500	445,900				
	67	274,600	314,700	364,600	407,300	423,900	446,200				
	68	274,900	315,300	365,200	407,900	424,300	446,400				
	69	275,200	315,700	365,700	408,300	424,600	446,600				
	70	275,500	316,200	366,300	408,800	424,900	446,900				
	71	275,800	316,600	366,800	409,400	425,200	447,200				
	72	276,100	317,100	367,400	409,900	425,400	447,400				
	73	276,400	317,500	367,700	410,400	425,600	447,600				
	74	276,700	317,900	368,200	411,000	425,900					
	75	277,000	318,200	368,500	411,500	426,200					
	76	277,300	318,600	368,900	411,800	426,400					
	77	277,700	318,700	369,300	412,200	426,600					
	78	278,000	319,000	369,800	412,700	426,900					
	79	278,300	319,200	370,300	413,100	427,200					
	80	278,600	319,500	370,800	413,500	427,400					
	81	278,900	319,700	371,100	413,900	427,600					
	82	279,200	319,900	371,500	414,400	427,900					
	83	279,500	320,200	372,000	414,800	428,200					
	84	279,800	320,400	372,400	415,200	428,400					
	85	280,100	320,700	372,700	415,500	428,600					
	86	280,400	320,900	373,100	415,900	428,900					
	87	280,700	321,200	373,500	416,300	429,200					
	88	281,000	321,500	373,900	416,600	429,400					

	89	281,300	321,800	374,100	416,900	429,600				
	90	281,600	322,100	374,500	417,300	429,900				
	91	281,900	322,400	374,900	417,600	430,200				
	92	282,200	322,800	375,300	417,900	430,400				
	93	282,500	322,900	375,400	418,200	430,600				
	94		323,100	375,900						
	95		323,500	376,300						
	96		323,900	376,600						
	97		324,100	376,900						
	98		324,400	377,300						
	99		324,700	377,700						
	100		325,100	378,100						
	101		325,300	378,600						
	102		325,600	379,000						
	103		325,900	379,400						
	104		326,200	379,800						
	105		326,400	380,300						
	106		326,700	380,700						
	107		327,000	381,000						
	108		327,300	381,300						
	109		327,500	381,800						
	110		327,800							
	111		328,300							
	112		328,600							
	113		328,700							
	114		329,000							
	115		329,300							
	116		329,700							
	117		329,900							
	118		330,100							
	119		330,400							
	120		330,700							
	121		331,000							
	122		331,200							
	123		331,500							
	124		331,800							
	125		332,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		222,700	252,000	297,600	320,400	337,500	365,900	412,700	450,300	508,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

公　安　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級	8　級	9　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	238,500	260,200	284,700	325,200	362,600	385,500	417,700	455,200	503,800
	2	241,000	262,400	286,800	326,200	364,100	387,200	419,400	456,800	509,900
	3	243,500	264,600	289,000	327,200	365,600	389,000	421,100	458,400	514,900
	4	245,900	266,900	291,200	328,100	367,100	390,700	422,800	459,900	519,200
	5	248,300	269,100	293,300	328,700	368,700	392,300	424,400	461,400	523,300
	6	250,800	271,300	294,600	329,400	370,200	394,000	426,000	463,000	526,700
	7	253,200	273,400	296,000	330,100	371,600	395,700	427,600	464,400	529,700
	8	255,500	275,200	297,300	330,800	373,000	397,400	429,200	465,900	532,200
	9	257,800	277,300	298,600	331,400	374,400	398,900	430,900	467,000	534,400
	10	260,000	279,000	299,900	332,100	376,100	400,600	432,500	468,400	
	11	262,100	280,700	301,200	332,800	377,800	402,200	434,100	470,000	
	12	264,100	282,200	302,600	333,400	379,400	403,900	435,700	471,500	
	13	266,200	283,700	303,900	334,100	380,800	405,500	437,300	472,800	
	14	268,200	285,600	305,200	334,800	382,400	407,100	439,300	474,500	
	15	270,300	287,300	306,200	335,500	384,100	408,700	441,300	476,100	
	16	272,000	289,100	307,700	336,300	385,600	410,400	443,400	477,800	
	17	273,700	290,600	308,800	337,000	387,200	411,900	444,900	479,200	
	18	275,300	291,800	309,900	337,800	388,800	413,500	446,600	480,900	
	19	276,800	293,000	311,000	338,800	390,500	415,100	448,200	482,600	
	20	278,400	294,100	312,200	339,600	392,000	416,700	449,900	484,200	
	21	280,100	295,600	313,400	340,500	393,500	418,300	451,600	485,700	
	22	282,000	296,800	314,000	341,800	395,200	419,900	453,100	486,400	
	23	283,600	298,100	314,500	343,100	396,800	421,600	454,600	487,100	
	24	285,300	299,400	315,100	344,400	398,400	423,400	456,000	487,800	
	25	286,800	300,900	315,500	345,700	399,800	425,100	457,200	488,200	
	26	288,000	302,300	316,100	347,200	401,600	427,100	458,700	488,700	
	27	289,300	303,500	316,600	348,600	403,400	429,000	460,300	489,400	
	28	290,500	304,700	317,100	349,700	404,900	430,900	461,700	490,000	
	29	291,700	305,600	317,500	350,600	406,500	432,600	463,200	490,600	
	30	293,000	306,600	318,100	351,900	408,100	434,000	464,500	491,300	
	31	294,300	307,800	318,600	353,100	409,700	435,300	465,800	491,800	
	32	295,700	308,800	319,100	354,300	411,400	436,600	467,000	492,300	
	33	297,000	310,000	319,600	355,400	413,100	437,600	468,000	492,800	
	34	298,400	310,600	320,200	356,700	415,200	438,700	468,700	493,100	
	35	299,600	311,200	320,700	357,900	417,200	439,700	469,400	493,400	
	36	300,900	311,800	321,100	359,000	419,200	440,700	470,200	493,800	
	37	301,900	312,200	321,600	360,100	420,900	441,900	470,700	494,200	
	38	302,900	312,800	322,200	361,400	422,600	443,100	471,100	494,400	
	39	304,000	313,400	322,800	362,700	424,200	444,200	471,500	494,700	
	40	305,100	314,000	323,300	363,900	425,700	445,300	471,800	494,900	
	41	306,300	314,400	324,000	365,100	426,900	446,500	472,100	495,200	
	42	306,900	315,000	324,700	366,300	427,900	447,300	472,400	495,400	
	43	307,600	315,600	325,400	367,600	429,000	448,100	472,700	495,600	
	44	308,100	316,100	326,000	368,800	430,000	448,700	473,000	495,800	
	45	308,500	316,500	326,600	370,000	431,000	449,200	473,200	496,200	
	46	309,000	317,000	327,400	371,300	432,100	449,900	473,500		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	47	309,500	317,500	328,200	372,500	433,200	450,600	473,800			
	48	310,000	318,000	328,900	373,700	434,400	451,200	474,000			
	49	310,400	318,600	329,700	375,000	435,700	451,900	474,300			
	50	310,900	319,100	330,800	376,400	436,500	452,300	474,600			
	51	311,400	319,700	331,800	377,700	437,300	452,900	474,900			
	52	311,900	320,200	332,800	379,000	437,900	453,500	475,200			
	53	312,400	320,800	333,900	379,900	438,400	453,900	475,500			
	54	313,000	321,400	335,000	381,300	439,100	454,400	475,800			
	55	313,500	322,100	336,000	382,500	439,800	454,900	476,000			
	56	313,900	322,700	337,100	383,700	440,500	455,400	476,300			
	57	314,400	323,300	338,100	384,800	440,800	455,900	476,500			
	58	314,900	324,200	339,300	386,100	441,500	456,400	476,800			
	59	315,400	325,000	340,400	387,600	442,200	456,800	477,100			
	60	315,800	325,700	341,500	389,000	442,700	457,200	477,300			
	61	316,300	326,500	342,400	390,300	443,100	457,600	477,500			
	62	316,700	327,300	343,600	391,800	443,500	457,900	477,800			
	63	317,200	328,100	344,800	393,300	444,000	458,200	478,100			
	64	317,600	329,000	345,900	394,800	444,500	458,500	478,400			
	65	318,100	329,800	346,900	396,000	445,000	458,800	478,600			
	66	318,600	330,700	348,100	397,400	445,400	459,100	478,900			
	67	319,100	331,500	349,200	398,800	445,900	459,400	479,200			
	68	319,500	332,300	350,400	400,100	446,400	459,600	479,500			
	69	320,000	333,200	351,400	401,300	446,900	459,800	479,700			
	70	320,400	334,100	352,500	402,500	447,400	460,100	480,000			
	71	320,800	335,000	353,800	403,700	448,000	460,400	480,300			
	72	321,300	335,900	355,000	404,900	448,600	460,600	480,600			
	73	321,800	336,600	355,700	406,300	449,000	460,800	480,800			
	74	322,300	337,500	357,000	407,500	449,600	461,100				
	75	322,900	338,500	358,300	408,700	450,000	461,400				
	76	323,300	339,300	359,700	409,800	450,200	461,600				
	77	323,800	340,000	361,000	410,900	450,500	461,800				
	78	324,400	340,900	362,400	412,100	451,000	462,100				
	79	325,000	341,800	363,800	413,200	451,300	462,400				
	80	325,600	342,800	365,200	414,500	451,600	462,600				
	81	326,100	343,700	366,600	415,600	451,900	462,800				
	82	326,600	344,700	368,200	416,200	452,300	463,100				
	83	327,300	345,700	369,700	416,700	452,800	463,400				
	84	327,900	346,700	371,300	417,200	453,100	463,600				
	85	328,500	347,600	372,700	417,800	453,400	463,800				
	86	329,200	348,600	374,200	418,400	453,700					
	87	329,900	349,600	375,700	419,000	454,000					
	88	330,600	350,600	377,100	419,600	454,300					
	89	331,300	351,500	378,400	419,900	454,500					
	90	331,900	352,900	379,600	420,400	454,800					
	91	332,600	354,100	380,900	421,000	455,100					
	92	333,300	355,300	382,200	421,500	455,400					
	93	333,800	356,500	383,500	421,900	455,600					
	94	334,600	357,800	385,100	422,300						
	95	335,500	359,100	386,600	422,800						
	96	336,300	360,300	388,000	423,300						
	97	337,000	361,500	389,300	423,700						
	98	337,800	362,800	390,500	424,200						
	99	338,700	364,100	391,600	424,700						

	100	339,500	365,300	392,900	425,200					
	101	340,400	366,700	394,000	425,500					
	102	341,400	367,600	395,100	425,900					
	103	342,400	368,600	396,200	426,400					
	104	343,400	369,700	397,400	426,700					
	105	344,200	370,900	398,600	427,000					
	106	344,800	372,000	399,100	427,500					
	107	345,400	373,000	399,700	428,000					
	108	346,000	374,000	400,400	428,500					
	109	346,500	375,200	401,000	428,800					
	110	347,000	376,200	401,500	429,300					
	111	347,400	377,200	401,900	429,800					
	112	347,900	378,100	402,400	430,300					
	113	348,700	379,100	402,800	430,600					
	114	349,400	380,000	403,200	431,100					
	115	350,100	381,000	403,700	431,600					
	116	350,700	382,000	404,300	432,100					
	117	351,300	383,000	404,700	432,500					
	118	352,000	383,400	405,200	433,000					
	119	352,700	384,000	405,800	433,400					
	120	353,400	384,600	406,300	433,900					
	121	354,000	384,900	406,400	434,300					
	122	354,300	385,300	407,000						
	123	354,800	385,800	407,500						
	124	355,300	386,200	407,900						
	125	355,600	386,600	408,400						
	126		387,000	408,900						
	127		387,400	409,400						
	128		387,800	409,900						
	129		388,200	410,200						
	130		388,600	410,700						
	131		389,000	411,200						
	132		389,400	411,700						
	133		389,600	412,000						
	134		390,100	412,500						
	135		390,400	412,900						
	136		390,700	413,400						
	137		391,000	413,700						
	138		391,400	414,100						
	139		391,900	414,600						
	140		392,400	415,100						
	141		392,700	415,400						
	142		393,200							
	143		393,700							
	144		394,200							
	145		394,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		282,300	295,500	300,500	336,400	355,600	371,500	397,700	437,100	473,100

備考　この表は、警察官に適用する。

海　事　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	1	246,300	306,900	351,400	400,300	445,700
	2	249,800	309,100	352,500	402,000	447,900
	3	253,100	311,000	353,700	403,700	450,000
	4	256,600	312,700	354,700	405,400	452,200
	5	260,000	314,400	355,700	407,000	454,200
	6	263,300	315,900	357,200	408,700	455,700
	7	266,500	317,400	358,800	410,500	457,200
	8	269,600	318,900	360,400	412,100	458,500
	9	272,800	320,400	362,300	413,700	459,900
	10	275,700	321,900	364,000	415,200	461,200
	11	278,800	323,300	365,600	416,700	462,500
	12	281,600	324,800	367,300	418,300	463,700
	13	284,600	326,200	369,000	419,900	464,900
	14	287,600	327,700	370,700	421,400	466,100
	15	290,500	329,000	372,300	422,800	467,100
	16	293,200	330,300	373,900	424,200	468,200
	17	296,000	331,600	375,400	425,800	469,200
	18	298,200	332,700	376,300	427,300	470,200
	19	299,600	333,900	377,100	429,000	471,300
	20	301,000	335,000	377,900	430,600	472,400
	21	302,400	336,300	378,700	432,200	473,200
	22	303,700	337,200	379,400	433,700	474,000
	23	304,900	337,900	380,200	435,200	474,900
	24	306,000	338,600	380,900	436,600	475,800
	25	307,100	339,300	381,700	438,000	476,600
	26	307,700	340,000	382,400	439,300	477,400
	27	308,200	340,600	383,300	440,600	478,200
	28	308,700	341,200	384,100	441,800	478,900
	29	309,100	341,900	384,800	443,000	479,300
	30	309,400	342,500	385,500	444,000	479,800
	31	309,800	343,100	386,200	444,900	480,400
	32	310,200	343,700	386,900	445,900	480,800
	33	310,500	344,300	387,600	446,400	481,200
	34	310,800	344,900	388,200	447,200	481,400
	35	311,100	345,300	389,000	448,000	481,800
	36	311,400	345,800	389,700	448,800	482,200
	37	311,700	346,300	390,500	449,600	482,500
	38	312,000	346,800	391,100	450,500	483,000
	39	312,300	347,300	391,700	451,300	483,600
	40	312,600	347,600	392,400	452,200	484,200
	41	312,900	347,900	393,200	452,900	484,800
	42	313,200	348,300	393,900	453,700	485,500
	43	313,500	348,600	394,600	454,500	486,100
	44	313,800	348,900	395,300	454,900	486,700
	45	314,100	349,200	396,000	455,000	487,000
	46	314,300	349,500	396,800	455,300	487,700
	47	314,600	349,800	397,600	455,600	488,300
	48	314,900	350,100	398,300	455,900	488,900
	49	315,200	350,400	399,100	456,200	489,300

	50	315,500	350,700	400,000	456,400	489,600
	51	315,800	351,000	400,700	456,700	489,900
	52	316,100	351,300	401,300	457,100	490,100
	53	316,200	351,600	401,800	457,400	490,300
	54	316,500	351,900	402,500	457,900	490,500
	55	316,800	352,200	403,200	458,500	490,800
	56	317,000	352,400	403,900	459,000	491,100
	57	317,200	352,600	404,100	459,600	491,300
	58	317,500	352,900	404,400	460,200	491,600
	59	317,800	353,200	404,700	460,700	491,900
	60	318,000	353,400	405,000	461,200	492,100
	61	318,200	353,600	405,200	461,800	492,300
	62	318,500	354,000	405,600	462,300	
	63	318,800	354,300	405,900	462,800	
	64	319,000	354,500	406,200	463,400	
	65	319,200	354,700	406,400	463,900	
	66	319,500	355,000	406,600	464,500	
	67	319,600	355,300	406,900	465,000	
	68	319,900	355,500	407,200	465,600	
	69	320,100	355,700	407,500	466,100	
	70			407,700	466,600	
	71			408,000	467,200	
	72			408,300	467,800	
	73			408,600	468,100	
	74			409,000	468,700	
	75			409,400	469,400	
	76			409,800	469,900	
	77			410,200	470,300	
	78			410,600	470,800	
	79			411,100	471,500	
	80			411,600	472,200	
	81			412,000	472,400	
	82			412,500		
	83			412,900		
	84			413,300		
	85			413,800		
	86			414,300		
	87			414,800		
	88			415,300		
	89			415,600		
	90			416,000		
	91			416,300		
	92			416,700		
	93			417,200		
	94			417,500		
	95			418,000		
	96			418,400		
	97			419,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		259,000	292,500	326,100	373,100	404,900

備考　この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗り組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

教　育　職　給　料　表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	224,800	274,000	410,200	487,800
	2	227,300	275,800	411,800	489,600
	3	229,700	277,200	413,300	491,500
	4	232,100	278,800	414,800	493,300
	5	234,500	280,200	416,300	495,000
	6	236,900	281,500	417,800	496,800
	7	239,200	282,700	419,300	498,700
	8	241,400	283,900	420,700	500,500
	9	243,800	285,300	422,000	502,300
	10	246,000	286,500	423,500	504,000
	11	248,200	287,800	425,000	505,600
	12	250,500	289,200	426,500	507,100
	13	252,900	290,500	427,900	508,600
	14	255,000	292,400	429,400	509,900
	15	257,200	294,100	431,000	511,400
	16	259,300	295,900	432,500	512,700
	17	261,600	297,600	433,900	514,000
	18	263,700	299,800	435,500	514,600
	19	265,700	302,100	437,100	515,200
	20	267,700	304,300	438,700	515,900
	21	269,400	306,500	439,900	516,500
	22	270,700	308,800	441,300	
	23	272,000	311,100	442,700	
	24	273,300	313,300	444,100	
	25	274,600	315,400	445,700	
	26	275,800	317,300	447,100	
	27	277,000	319,300	448,400	
	28	278,200	321,200	449,800	
	29	279,300	323,100	451,300	
	30	280,500	325,000	452,600	
	31	281,800	326,800	454,100	
	32	283,000	328,600	455,600	
	33	284,200	330,300	457,300	
	34	285,500	332,100	458,700	
	35	286,700	333,900	460,300	
	36	288,000	335,600	461,800	
	37	289,200	337,300	463,600	
	38	290,400	339,100	465,100	
	39	291,600	340,900	466,700	
	40	292,700	342,700	468,400	
	41	294,100	344,200	469,900	
	42	295,100	346,100	471,400	
	43	296,100	348,000	472,600	
	44	297,000	349,700	473,900	
	45	297,600	351,400	475,100	
	46	298,400	353,400	476,400	
	47	299,200	355,200	477,700	
	48	300,000	357,000	478,900	
	49	300,800	358,800	480,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	50	301,600	360,600	481,200	
	51	302,300	362,400	482,400	
	52	303,100	364,100	483,600	
	53	303,900	365,900	484,900	
	54	304,700	367,300	486,100	
	55	305,400	368,800	487,300	
	56	306,300	370,200	488,600	
	57	307,000	371,800	489,700	
	58	307,600	373,500	490,300	
	59	308,400	375,000	490,800	
	60	309,200	376,600	491,300	
	61	309,900	378,200	491,800	
	62	310,500	379,900		
	63	311,300	381,500		
	64	311,900	383,000		
	65	313,000	384,600		
	66	313,800	386,300		
	67	314,500	387,900		
	68	315,200	389,500		
	69	315,900	391,000		
	70	316,700	392,600		
	71	317,400	394,000		
	72	318,100	395,600		
	73	318,900	397,100		
	74	319,600	398,700		
	75	320,300	400,300		
	76	320,800	401,900		
	77	321,500	403,300		
	78	322,200	404,700		
	79	322,900	406,100		
	80	323,500	407,400		
	81	324,000	408,800		
	82	324,700	410,200		
	83	325,400	411,600		
	84	326,100	413,000		
	85	326,800	414,000		
	86	327,700	415,400		
	87	328,400	416,800		
	88	329,000	418,100		
	89	329,700	419,300		
	90	330,600	420,600		
	91	331,300	421,700		
	92	332,000	422,900		
	93	332,500	424,200		
	94	333,300	425,300		
	95	334,000	426,500		
	96	334,700	427,700		
	97	335,200	429,200		
	98	335,900	430,200		
	99	336,700	431,200		
	100	337,400	432,300		
	101	338,200	433,200		
	102	339,100	434,200		
	103	340,000	435,200		
	104	340,800	436,400		
	105	341,300	437,100		
	106	342,200	438,000		

	107	343,000	438,900		
	108	343,800	439,800		
	109	344,500	440,600		
	110	344,900	441,500		
	111	345,200	442,300		
	112	345,700	443,100		
	113	346,200	443,700		
	114	346,600	444,400		
	115	347,000	445,100		
	116	347,400	445,800		
	117	347,900	446,400		
	118	348,400	446,900		
	119	348,800	447,300		
	120	349,300	447,600		
	121	349,800	447,900		
	122	350,200	448,200		
	123	350,600	448,500		
	124	351,100	448,700		
	125	351,700	448,900		
	126	352,000	449,200		
	127	352,300	449,500		
	128	352,600	449,700		
	129	352,800	449,900		
	130	353,100	450,200		
	131	353,400	450,500		
	132	353,600	450,700		
	133	353,800	450,900		
	134	354,000	451,200		
	135	354,200	451,500		
	136	354,500	451,700		
	137	354,800	451,900		
	138	355,000	452,200		
	139	355,300	452,500		
	140	355,600	452,700		
	141	355,800	452,900		
	142	356,000	453,200		
	143	356,300	453,500		
	144	356,500	453,700		
	145	356,800	453,900		
	146	357,000			
	147	357,300			
	148	357,600			
	149	357,800			
	150	358,000			
	151	358,300			
	152	358,600			
	153	358,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		273,000	318,700	383,400	480,100

備考　(1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が３級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に30,700円をそれぞれ加算した額とする。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が４級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	224,900	247,300	350,300	381,200	470,100
	2	227,300	249,700	352,200	382,700	471,400
	3	229,700	252,100	354,100	384,400	472,600
	4	232,100	254,700	356,000	385,900	473,900
	5	234,500	257,100	357,600	387,300	475,000
	6	236,900	259,600	359,600	388,700	476,200
	7	239,200	262,000	361,500	390,100	477,400
	8	241,400	264,600	363,400	391,500	478,700
	9	243,800	267,300	365,300	393,000	480,100
	10	246,000	268,900	367,400	394,300	481,400
	11	248,300	270,600	369,300	395,700	482,400
	12	250,600	272,300	371,200	397,100	483,500
	13	253,000	274,000	373,000	398,400	484,800
	14	255,100	275,800	374,700	399,800	485,600
	15	257,300	277,200	376,300	401,000	486,400
	16	259,400	278,800	378,000	402,200	487,300
	17	261,700	280,200	379,600	403,300	488,300
	18	263,800	281,500	381,000	404,600	488,700
	19	265,800	282,700	382,300	405,900	489,200
	20	267,700	283,900	383,600	407,000	489,700
	21	269,400	285,300	384,900	408,100	490,200
	22	270,700	286,500	386,400	409,300	
	23	272,000	287,800	387,800	410,500	
	24	273,300	289,200	389,200	411,600	
	25	274,600	290,500	390,500	412,700	
	26	275,800	292,400	392,000	413,800	
	27	276,900	294,100	393,300	414,900	
	28	278,000	295,900	394,700	416,100	
	29	279,200	297,600	396,000	417,200	
	30	280,500	299,700	397,400	418,400	
	31	281,800	302,000	398,700	419,500	
	32	283,000	304,200	400,000	420,600	
	33	284,100	306,500	401,300	421,600	
	34	285,300	308,800	402,500	422,800	
	35	286,300	311,100	403,600	424,000	
	36	287,400	313,300	404,800	425,200	
	37	288,600	315,400	406,000	426,300	
	38	289,500	317,400	407,200	427,600	
	39	290,600	319,300	408,400	428,800	
	40	291,700	321,200	409,500	430,000	
	41	292,900	323,000	410,600	431,100	
	42	294,000	325,000	411,800	432,400	
	43	295,100	326,800	413,000	433,400	
	44	296,200	328,600	414,100	434,500	
	45	297,200	330,300	415,200	435,800	
	46	298,000	332,100	416,400	437,000	
	47	298,800	333,900	417,700	438,200	
	48	299,600	335,700	418,800	439,400	
	49	300,300	337,300	419,700	440,500	
	50	301,100	339,100	420,900	441,500	
	51	301,800	341,000	422,000	442,900	
	52	302,500	342,700	423,100	444,100	
	53	303,300	344,200	423,900	445,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	54	304,100	346,100	425,000	446,400	
	55	304,700	348,000	426,000	447,500	
	56	305,400	349,700	427,000	448,600	
	57	306,200	351,500	428,100	449,700	
	58	307,000	353,400	429,200	450,900	
	59	307,800	355,200	430,300	452,100	
	60	308,400	357,000	431,400	453,300	
	61	309,000	358,800	432,400	453,900	
	62	309,700	360,600	433,500	454,700	
	63	310,400	362,400	434,600	455,400	
	64	310,900	364,100	435,700	455,900	
	65	311,600	365,900	436,600	456,200	
	66	312,300	367,300	437,500	456,600	
	67	313,000	368,800	438,500	457,000	
	68	313,600	370,200	439,500	457,400	
	69	314,300	371,800	440,300	457,700	
	70	315,000	373,400	441,200	458,100	
	71	315,700	374,900	441,900	458,400	
	72	316,400	376,400	442,700	458,700	
	73	316,900	377,900	443,400	459,000	
	74	317,600	379,500	444,000	459,300	
	75	318,300	381,000	444,700	459,600	
	76	318,900	382,500	445,400	459,900	
	77	319,500	383,900	446,000	460,100	
	78	320,100	385,400	446,700	460,400	
	79	320,700	386,900	447,200	460,700	
	80	321,400	388,500	447,900	460,900	
	81	321,900	389,900	448,300	461,100	
	82	322,400	391,200	448,700		
	83	323,000	392,500	449,000		
	84	323,600	393,700	449,300		
	85	324,000	394,900	449,500		
	86	324,500	396,100	449,800		
	87	325,000	397,100	450,100		
	88	325,500	398,200	450,300		
	89	325,900	399,300	450,500		
	90	326,300	400,400	450,800		
	91	326,700	401,500	451,100		
	92	327,200	402,500	451,300		
	93	327,500	403,600	451,500		
	94	327,900	404,700	451,800		
	95	328,300	405,800	452,100		
	96	328,600	406,900	452,300		
	97	328,900	407,900	452,500		
	98	329,200	408,900	452,800		
	99	329,600	409,800	453,100		
	100	329,900	410,700	453,300		
	101	330,300	411,500	453,500		
	102	330,600	412,500	453,800		
	103	330,900	413,500	454,100		
	104	331,200	414,400	454,300		
	105	331,400	415,200	454,500		
	106	331,800	416,100			
	107	332,000	417,000			
	108	332,200	417,900			
	109	332,400	418,700			
	110	332,600	419,700			
	111	332,900	420,700			
	112	333,200	421,600			

	113	333,400	422,200			
	114	333,600	423,100			
	115	333,800	424,000			
	116	334,100	424,900			
	117	334,400	425,700			
	118	334,700	426,400			
	119	335,000	427,300			
	120	335,300	428,100			
	121	335,400	428,700			
	122	335,600	429,400			
	123	335,900	430,100			
	124	336,200	430,700			
	125	336,400	431,300			
	126		432,000			
	127		432,500			
	128		433,100			
	129		433,800			
	130		434,400			
	131		434,900			
	132		435,400			
	133		435,700			
	134		436,000			
	135		436,200			
	136		436,500			
	137		436,800			
	138		437,100			
	139		437,400			
	140		437,700			
	141		438,000			
	142		438,300			
	143		438,600			
	144		438,900			
	145		439,200			
	146		439,500			
	147		439,800			
	148		440,000			
	149		440,200			
	150		440,500			
	151		440,800			
	152		441,000			
	153		441,200			
	154		441,500			
	155		441,800			
	156		442,000			
	157		442,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		263,700	315,500	347,000	376,600	468,600

備考　(1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が３級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とする。

(3) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が４級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員等の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円
	1	291,200	373,300	430,000	500,900
	2	293,400	374,900	431,700	509,900
	3	295,500	376,600	433,000	518,700
	4	297,500	378,200	434,300	527,200
	5	299,300	379,800	435,500	535,800
	6	300,900	381,400	436,600	543,900
	7	302,400	383,100	437,700	551,500
	8	304,000	384,700	438,700	558,900
	9	305,800	386,200	439,700	565,900
	10	307,800	388,200	440,800	571,900
	11	309,900	390,200	441,900	576,600
	12	311,900	392,200	443,000	580,000
	13	313,900	394,100	444,200	583,500
	14	316,300	395,800	445,300	586,600
	15	318,500	397,500	446,300	589,600
	16	320,600	399,000	447,300	592,100
	17	322,600	400,400	448,400	594,300
	18	325,300	401,900	449,500	
	19	328,000	403,200	450,600	
	20	330,700	404,600	451,800	
	21	333,400	405,900	452,800	
	22	336,000	407,200	453,800	
	23	338,500	408,500	454,900	
	24	340,700	409,700	456,000	
	25	343,000	410,900	456,900	
	26	345,100	412,400	458,000	
	27	347,100	413,700	459,000	
	28	349,100	415,100	460,000	
	29	351,200	416,300	460,800	
	30	353,200	417,700	461,900	
	31	355,200	419,000	462,900	
	32	357,200	420,300	464,000	
	33	359,000	421,500	465,000	
	34	361,000	422,800	466,200	
	35	363,000	424,000	467,300	
	36	364,900	425,100	468,500	
	37	366,600	426,200	469,200	
	38	367,900	427,400	470,100	
	39	369,000	428,500	470,900	
	40	370,100	429,500	471,700	
	41	370,600	430,600	472,400	
	42	371,000	431,700	473,300	
	43	371,400	432,800	474,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	44	371,800	433,900	474,800	
	45	372,300	434,800	475,500	
	46	372,800	435,800	476,400	
	47	373,300	436,800	477,300	
	48	373,600	437,700	478,200	
	49	373,900	438,900	479,100	
	50	374,300	440,200	480,100	
	51	374,600	441,600	481,100	
	52	374,900	442,900	482,000	
	53	375,300	443,600	483,000	
	54	375,600	444,600	484,000	
	55	376,000	445,600	485,000	
	56	376,300	446,600	486,000	
	57	376,700	447,400	486,900	
	58	377,100	448,000	487,800	
	59	377,500	448,800	488,700	
	60	377,900	449,500	489,800	
	61	378,200	450,200	490,600	
	62	378,500	451,000	491,000	
	63	378,900	451,800	491,600	
	64	379,200	452,400	492,200	
	65	379,500	453,000	492,800	
	66	379,900	453,400	493,500	
	67	380,200	453,700	493,800	
	68	380,600	454,000	494,400	
	69	381,000	454,300	494,800	
	70	381,300	454,600	495,100	
	71	381,600	454,800	495,400	
	72	382,000	455,100	495,700	
	73	382,200	455,300	496,000	
	74	382,600	455,500		
	75	382,900	455,800		
	76	383,300	456,100		
	77	383,600	456,300		
	78	384,000	456,500		
	79	384,400	456,800		
	80	384,900	457,100		
	81	385,300	457,300		
	82	385,800	457,600		
	83	386,400	457,900		
	84	387,000	458,200		
	85	387,500	458,400		
	86	388,100	458,700		
	87	388,700	459,000		
	88	389,300	459,200		
	89	389,800	459,400		
	90	390,200	459,700		

	91	390,500	460,000		
	92	390,900	460,200		
	93	391,300	460,400		
	94	391,700			
	95	392,200			
	96	392,600			
	97	393,200			
	98	393,700			
	99	394,100			
	100	394,600			
	101	395,000			
	102	395,500			
	103	395,800			
	104	396,100			
	105	396,600			
	106	397,000			
	107	397,500			
	108	398,000			
	109	398,400			
	110	398,900			
	111	399,400			
	112	399,800			
	113	400,200			
	114	400,600			
	115	401,000			
	116	401,400			
	117	401,800			
	118	402,200			
	119	402,600			
	120	403,000			
	121	403,300			
	122	403,700			
	123	404,100			
	124	404,400			
	125	404,800			
	126	405,300			
	127	405,900			
	128	406,300			
	129	406,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		329,700	341,700	366,600	461,500

備考　この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。

研　究　職　給　料　表

職員等の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	207,400	260,200	357,100	409,300	485,200
	2	208,600	264,500	359,200	410,800	495,600
	3	209,800	267,500	361,200	412,200	505,400
	4	210,900	270,200	363,200	413,600	515,500
	5	212,100	272,900	365,100	415,000	525,600
	6	214,400	275,300	367,200	416,400	535,800
	7	216,500	276,800	369,200	417,800	544,700
	8	218,600	278,300	371,100	419,200	552,700
	9	220,900	279,800	373,000	420,600	560,600
	10	222,900	282,000	374,700	422,100	567,800
	11	224,900	284,200	376,300	423,600	573,300
	12	227,000	286,200	378,000	425,000	577,800
	13	229,100	288,000	379,600	426,300	580,900
	14	231,100	290,600	380,700	427,800	582,900
	15	233,100	293,100	381,700	429,400	
	16	234,900	295,500	382,800	430,900	
	17	236,700	297,700	384,000	432,400	
	18	238,600	300,100	385,300	434,000	
	19	240,400	302,600	386,500	435,600	
	20	242,300	305,000	387,700	437,400	
	21	244,200	307,300	389,000	438,600	
	22	246,100	309,500	390,100	440,000	
	23	247,800	311,700	391,300	441,400	
	24	249,600	313,800	392,300	442,800	
	25	251,500	315,900	393,400	444,100	
	26	253,800	317,900	394,400	445,400	
	27	255,900	319,800	395,400	446,900	
	28	258,100	321,800	396,400	448,400	
	29	260,100	323,700	397,300	449,600	
	30	261,200	325,200	398,000	450,900	
	31	262,300	326,800	398,800	452,500	
	32	263,400	328,400	399,500	454,000	
	33	264,800	329,900	400,100	455,300	
	34	266,400	331,400	400,900	456,700	
	35	267,900	333,000	401,600	458,200	
	36	269,400	334,500	402,400	459,600	
	37	270,900	336,000	403,100	461,000	
	38	272,500	336,900	403,800	462,400	
	39	274,300	337,800	404,600	463,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	40	275,900	338,700	405,300	465,300	
	41	277,300	339,400	406,100	466,400	
	42	278,700	339,900	407,300	467,700	
	43	280,100	340,400	408,500	469,100	
	44	281,500	340,800	409,700	470,400	
	45	283,100	341,200	410,400	471,300	
	46	284,400	341,800	411,400	472,100	
	47	285,700	342,300	412,200	473,000	
	48	286,900	342,700	412,900	473,900	
	49	288,100	343,100	413,700	474,800	
	50	289,200	343,500	414,400	475,600	
	51	290,300	343,900	415,000	476,200	
	52	291,400	344,400	415,700	477,000	
	53	292,600	344,800	416,300	477,400	
	54	293,700	345,200	417,000	478,000	
	55	294,700	345,600	417,800	478,500	
	56	295,700	346,000	418,600	479,000	
	57	296,700	346,400	419,200	479,500	
	58	297,400	346,700	420,000		
	59	298,000	347,100	420,700		
	60	298,600	347,500	421,400		
	61	299,200	347,900	422,000		
	62	299,800	348,400	422,700		
	63	300,400	349,000	423,500		
	64	301,000	349,600	424,200		
	65	301,600	350,000	424,800		
	66	302,100	350,600	425,400		
	67	302,700	351,100	426,000		
	68	303,200	351,700	426,700		
	69	303,800	352,200	427,500		
	70	304,600	352,700	428,000		
	71	305,200	353,200	428,600		
	72	305,800	353,700	429,200		
	73	306,400	354,200	429,700		
	74	307,100	354,800	430,300		
	75	307,700	355,400	430,900		
	76	308,400	356,100	431,400		
	77	309,100	356,700	431,900		
	78	309,800	357,200	432,400		
	79	310,600	357,800	432,900		
	80	311,100	358,500	433,600		
	81	311,700	359,200	434,000		
	82	312,400	359,900	434,500		
	83	313,100	360,500	435,000		
	84	313,700	361,100	435,500		

	85	314,200	361,600	435,900		
	86	314,900	362,100	436,400		
	87	315,700	362,500	436,900		
	88	316,300	362,800	437,300		
	89	316,800	363,100	437,700		
	90	317,400	363,600			
	91	318,200	364,000			
	92	318,800	364,400			
	93	319,400	364,700			
	94	319,900	365,000			
	95	320,400	365,400			
	96	320,900	365,800			
	97	321,200	366,300			
	98	321,600	366,800			
	99	322,100	367,300			
	100	322,600	367,800			
	101	323,000	368,300			
	102	323,300	368,800			
	103	323,600	369,200			
	104	323,900	369,700			
	105	324,300	370,200			
	106	324,700	370,600			
	107	325,100	371,100			
	108	325,400	371,500			
	109	325,600	372,000			
	110	326,000	372,400			
	111	326,300	372,800			
	112	326,500	373,200			
	113	326,800	373,700			
	114	327,100	374,100			
	115	327,400	374,500			
	116	327,700	374,900			
	117	327,900	375,400			
	118	328,200	375,800			
	119	328,400	376,200			
	120	328,700	376,600			
	121	329,000	377,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		254,700	301,900	330,400	378,400	443,700

備考　この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

医　療　職　給　料　表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	

	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200

備考　この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	212,300	252,800	289,600	309,100	343,700	391,900	448,500
	2	214,600	254,100	290,400	310,000	345,200	393,600	450,500
	3	216,700	255,400	291,100	310,700	346,700	395,300	452,700
	4	218,800	256,800	291,900	311,400	348,200	396,900	454,500
	5	220,900	258,000	292,700	312,100	349,700	398,400	456,400
	6	222,900	259,100	293,500	312,900	351,300	400,000	458,000
	7	225,000	260,100	294,300	313,600	352,900	401,700	459,700
	8	227,000	261,000	295,100	314,300	354,500	403,300	461,200
	9	228,900	262,000	295,800	315,100	356,000	404,900	462,700
	10	230,800	263,100	296,600	315,900	357,600	406,900	464,100
	11	232,800	264,300	297,400	316,700	359,200	409,000	465,400
	12	235,000	265,300	298,200	317,300	360,800	411,000	466,700
	13	236,700	266,700	299,000	318,000	362,300	412,400	468,100
	14	238,800	267,900	299,800	319,100	363,900	414,100	469,300
	15	241,000	268,900	300,600	320,300	365,500	415,900	470,500
	16	243,100	270,600	301,400	321,600	367,200	417,600	471,600
	17	245,300	272,100	302,200	322,700	368,700	419,400	472,800
	18	246,900	273,500	303,000	324,000	370,200	420,900	473,900
	19	248,500	274,700	303,900	325,200	371,800	422,400	475,100
	20	249,500	275,800	304,600	326,400	373,300	423,900	476,400
	21	250,600	276,900	305,400	327,700	374,700	425,200	477,500
	22	251,500	277,800	306,400	328,900	376,200	426,500	478,300
	23	252,400	278,700	307,300	330,100	377,700	427,800	478,700
	24	253,400	279,500	308,100	331,300	379,200	429,000	479,400
	25	254,300	280,300	308,800	332,600	380,700	430,100	479,900
	26	255,200	281,100	309,700	333,800	382,200	431,200	480,300
	27	256,100	281,900	310,600	335,000	383,700	432,400	480,700
	28	257,000	282,700	311,400	336,200	385,100	433,500	481,100
	29	257,900	283,500	312,200	337,500	386,500	434,300	481,500
	30	258,800	284,300	313,300	338,800	388,100	435,100	481,900
	31	259,700	285,100	314,200	340,100	389,600	435,900	482,300
	32	260,600	285,900	315,200	341,300	391,200	436,700	482,600
	33	261,300	286,700	316,300	342,500	392,400	437,100	482,900
	34	261,900	287,500	317,400	343,600	393,500	437,700	483,200
	35	262,500	288,200	318,500	344,900	394,700	438,200	483,500
	36	263,200	289,000	319,400	346,100	395,800	438,600	483,800
	37	263,900	289,900	320,500	347,400	396,800	439,000	484,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	38	264,500	290,700	321,600	348,700	397,600	439,200
	39	265,100	291,500	322,700	349,900	398,600	439,500
	40	265,700	292,200	323,700	351,000	399,700	439,800
	41	266,200	292,900	324,700	351,900	400,700	440,100
	42	266,800	293,700	325,900	353,100	401,700	440,400
	43	267,400	294,500	327,100	354,200	402,700	440,700
	44	267,900	295,300	328,200	355,400	403,600	441,000
	45	268,300	296,000	329,300	356,300	404,400	441,300
	46	268,900	296,800	330,400	357,200	405,200	441,600
	47	269,300	297,600	331,500	358,200	406,100	441,900
	48	269,700	298,300	332,600	359,200	407,000	442,200
	49	270,100	299,100	333,700	360,100	407,500	442,400
	50	270,600	299,800	334,800	361,000	408,300	442,600
	51	271,200	300,500	335,800	362,000	409,100	442,900
	52	271,700	301,200	336,900	362,900	409,900	443,200
	53	272,000	301,900	337,900	363,400	410,300	443,400
	54	272,300	302,600	338,900	364,300	411,000	
	55	272,600	303,300	339,800	365,100	411,700	
	56	272,900	303,900	340,800	366,000	412,300	
	57	273,200	304,700	341,700	366,700	412,700	
	58	273,500	305,500	342,600	367,000	413,300	
	59	273,800	306,200	343,600	367,500	413,900	
	60	274,100	306,800	344,500	368,100	414,500	
	61	274,400	307,400	345,400	368,700	414,900	
	62	274,700	308,000	346,200	369,400	415,400	
	63	275,000	308,700	346,900	370,100	415,900	
	64	275,300	309,300	347,500	370,700	416,400	
	65	275,600	309,800	348,100	371,400	417,000	
	66	275,900	310,500	348,800	371,900	417,500	
	67	276,200	311,200	349,400	372,500	418,100	
	68	276,500	311,900	350,000	373,100	418,700	
	69	276,800	312,500	350,600	373,400	419,200	
	70	277,100	313,100	350,800	373,900	419,700	
	71	277,500	313,600	351,200	374,400	420,200	
	72	277,700	314,100	351,800	374,900	420,600	
	73	277,900	314,700	352,400	375,400	420,900	
	74	278,200	315,100	352,900	375,900	421,400	
	75	278,500	315,400	353,400	376,400	421,800	
	76	278,700	315,800	353,800	376,800	422,200	
	77	278,900	316,100	354,400	377,100	422,600	
	78	279,200	316,400	354,900	377,400	423,000	
	79	279,500	316,600	355,300	377,600	423,300	

	80	279,700	316,900	355,800	377,900	423,600		
	81	279,900	317,200	356,300	378,400	423,900		
	82	280,200	317,400	356,600	378,700	424,200		
	83	280,500	317,700	356,800	379,000	424,500		
	84	280,700	318,000	357,100	379,300	424,800		
	85	280,900	318,200	357,500	379,700	425,100		
	86		318,400	357,900	380,000			
	87		318,600	358,300	380,300			
	88		318,800	358,600	380,600			
	89		319,200	358,900	381,000			
	90		319,400	359,100	381,300			
	91		319,600	359,500	381,600			
	92		319,800	359,800	381,900			
	93		320,200	360,000	382,200			
	94		320,400	360,300	382,600			
	95		320,600	360,600	383,000			
	96		320,900	360,800	383,400			
	97		321,200	361,000	383,900			
	98		321,400	361,300	384,300			
	99		321,600	361,600	384,700			
	100		321,900	361,800	385,100			
	101		322,200	361,900	385,600			
	102		322,400	362,200				
	103		322,600	362,600				
	104		322,900	362,800				
	105		323,200	363,000				
	106			363,300				
	107			363,700				
	108			364,100				
	109			364,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		223,800	252,100	284,200	299,700	328,900	375,300	422,100

備考　この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	234,500	268,500	310,200	323,800	348,400	393,200
	2	236,400	270,700	310,700	324,400	349,400	395,000
	3	238,200	272,900	311,200	324,900	350,500	396,800
	4	239,900	275,200	311,700	325,400	351,500	398,500
	5	241,600	277,400	312,100	325,900	352,500	400,400
	6	243,600	278,500	312,600	326,400	353,800	402,500
	7	245,500	279,300	313,100	327,100	355,000	404,600
	8	247,200	280,400	313,600	327,500	356,300	406,800
	9	249,000	281,500	314,000	328,000	357,300	408,500
	10	251,100	282,600	314,500	328,500	358,500	410,600
	11	253,000	283,700	315,000	329,100	359,700	412,800
	12	255,100	285,000	315,500	329,600	360,900	414,800
	13	257,100	286,000	315,900	330,000	362,000	416,700
	14	259,100	286,700	316,400	330,700	363,100	418,300
	15	261,300	287,400	316,800	331,400	364,300	420,200
	16	263,300	288,300	317,300	332,000	365,400	422,000
	17	265,500	289,500	317,800	332,700	366,500	423,800
	18	267,600	290,600	318,300	333,600	367,700	425,500
	19	269,700	291,700	318,800	334,500	368,800	427,500
	20	271,800	292,800	319,200	335,400	369,900	429,300
	21	274,000	293,900	319,700	336,200	371,000	431,000
	22	275,800	294,900	320,100	337,200	372,200	432,700
	23	277,000	295,800	320,600	338,100	373,300	434,500
	24	278,000	296,900	321,000	339,000	374,500	436,300
	25	279,100	297,700	321,500	339,800	375,600	438,000
	26	279,900	298,600	322,100	340,700	376,900	439,700
	27	280,800	299,500	322,800	341,600	378,200	441,600
	28	281,700	300,400	323,500	342,500	379,500	443,400
	29	282,600	301,500	324,200	343,300	380,800	444,900
	30	283,400	302,200	325,000	344,500	382,300	446,500
	31	284,100	302,900	325,700	345,600	383,800	448,000
	32	284,800	303,600	326,500	346,700	385,300	449,400
	33	285,500	304,200	327,300	347,900	386,500	450,600
	34	286,200	304,800	328,100	348,900	388,000	451,700
	35	286,800	305,300	328,800	350,100	389,500	452,800
	36	287,300	305,700	329,500	351,200	390,900	454,100
	37	287,900	306,100	330,300	352,300	392,400	455,400
	38	288,600	306,700	331,100	353,500	393,400	456,500
	39	289,300	307,200	331,900	354,600	394,800	457,700
	40	290,000	307,700	332,800	355,700	396,100	458,900
	41	290,700	308,100	333,500	356,500	397,400	460,200
	42	291,300	308,600	334,400	357,600	398,800	461,200
	43	292,000	309,000	335,400	358,700	400,100	462,300
	44	292,600	309,500	336,300	359,800	401,500	463,400
	45	293,400	310,000	337,200	360,700	403,000	464,500
	46	294,100	310,400	338,300	361,600	404,200	465,000
	47	294,800	310,900	339,300	362,600	405,400	465,500
	48	295,400	311,300	340,200	363,600	406,600	465,900
	49	296,000	311,800	341,100	364,900	407,700	466,500
	50	296,500	312,200	342,100	366,200	408,600	467,000
	51	296,900	312,700	343,100	367,400	409,600	467,400
	52	297,300	313,300	344,100	368,600	410,500	468,000
	53	297,600	313,700	344,900	369,500	411,100	468,500
	54	298,100	314,100	345,900	370,700	411,900	468,900
	55	298,500	314,600	346,900	371,900	412,700	469,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	56	298,900	315,000	347,800	373,200	413,600	469,500
	57	299,300	315,500	348,700	374,200	414,200	469,900
	58	299,700	316,200	349,600	375,100	414,900	
	59	300,000	316,900	350,600	376,200	415,700	
	60	300,400	317,600	351,500	377,400	416,300	
	61	300,800	318,300	352,400	378,500	416,900	
	62	301,200	319,300	353,600	379,800	417,600	
	63	301,600	320,200	354,800	381,000	418,300	
	64	301,900	320,900	356,000	382,000	418,900	
	65	302,200	321,600	356,700	383,000	419,600	
	66	302,600	322,500	357,900	384,000	420,100	
	67	303,000	323,300	359,000	385,100	420,700	
	68	303,300	324,100	359,900	386,200	421,200	
	69	303,700	324,900	361,000	387,000	421,600	
	70	304,200	325,800	361,700	388,200	422,200	
	71	304,600	326,700	362,800	389,300	422,700	
	72	304,900	327,500	364,000	390,400	423,000	
	73	305,300	328,400	365,100	391,100	423,300	
	74	305,800	329,300	366,300	391,900	423,800	
	75	306,400	330,200	367,400	392,700	424,200	
	76	306,900	331,100	368,500	393,400	424,500	
	77	307,400	331,900	369,600	393,900	424,800	
	78	307,900	332,900	370,800	394,400	425,300	
	79	308,500	333,800	371,800	395,000	425,800	
	80	308,900	334,600	372,900	395,500	426,200	
	81	309,400	335,000	373,800	396,100	426,500	
	82	309,800	335,800	374,800	396,600	426,900	
	83	310,300	336,600	375,700	397,100	427,400	
	84	310,800	337,400	376,700	397,600	427,800	
	85	311,200	338,200	377,700	398,000	428,200	
	86	311,600	339,100	378,500	398,400	428,700	
	87	312,100	340,100	379,300	399,000	429,100	
	88	312,600	341,100	380,100	399,600	429,500	
	89	313,100	342,000	380,600	399,900	429,900	
	90	313,600	343,000	381,200	400,400	430,400	
	91	314,100	344,000	381,900	400,800	430,800	
	92	314,600	345,100	382,500	401,100	431,200	
	93	315,100	345,900	382,900	401,700	431,600	
	94	315,400	346,600	383,300	402,200		
	95	315,900	347,300	383,800	402,700		
	96	316,400	347,900	384,200	403,200		
	97	317,000	348,300	384,700	403,800		
	98	317,500	348,600	385,100	404,300		
	99	317,900	349,100	385,600	404,800		
	100	318,300	349,700	386,000	405,200		
	101	318,700	350,100	386,400	405,800		
	102	319,100	350,600	386,900	406,300		
	103	319,500	351,200	387,200	406,800		
	104	319,800	351,800	387,500	407,300		
	105	320,100	352,200	388,000	407,900		
	106	320,500	352,700	388,500	408,400		
	107	320,900	353,200	389,000	408,900		
	108	321,200	353,700	389,500	409,400		
	109	321,400	354,100	390,000	410,000		
	110	321,700	354,400	390,500			
	111	321,900	354,700	391,000			
	112	322,300	355,000	391,400			
	113	322,500	355,300	391,800			
	114	322,700	355,700	392,200			
	115	323,100	356,100	392,700			
	116	323,300	356,400	393,200			
	117	323,600	356,500	393,600			

	118	323,800	356,800	394,100			
	119	324,100	357,100	394,700			
	120	324,400	357,300	395,200			
	121	324,700	357,500	395,500			
	122	325,000	357,800				
	123	325,300	358,100				
	124	325,600	358,400				
	125	325,800	358,600				
	126	326,000	358,900				
	127	326,300	359,300				
	128	326,700	359,500				
	129	326,900	359,600				
	130	327,200	359,900				
	131	327,600	360,200				
	132	328,000	360,500				
	133	328,100	360,800				
	134	328,400	361,200				
	135	328,800	361,600				
	136	329,100	362,000				
	137	329,300	362,300				
	138	329,600	362,700				
	139	329,900	363,100				
	140	330,200	363,500				
	141	330,400	363,800				
	142	330,700	364,200				
	143	331,100	364,500				
	144	331,400	364,900				
	145	331,500	365,200				
	146	331,800	365,600				
	147	332,100	366,000				
	148	332,400	366,400				
	149	332,700	366,700				
	150	332,900	367,100				
	151	333,200	367,500				
	152	333,500	367,900				
	153	333,900	368,200				
	154	334,100					
	155	334,300					
	156	334,600					
	157	334,900					
	158	335,200					
	159	335,500					
	160	335,800					
	161	336,200					
	162	336,500					
	163	336,800					
	164	337,100					
	165	337,500					
	166	337,800					
	167	338,100					
	168	338,400					
	169	338,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		275,200	297,800	306,300	318,200	336,900	379,000

備考　この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第４条第１項の給料表

号　給	給料月額
	円
1	426,000
2	478,000
3	534,000
4	603,000
5	689,000
6	804,000
7	939,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第１項の給料表

号　給	給料月額
	円
1	449,000
2	516,000
3	585,000
4	674,000
5	784,000
6	894,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第５条第２項の給料表

号　給	給料月額
	円
1	376,000
2	415,000
3	445,000